

野田市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年1月11日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
3 番 筑 井 正	4 番 齊 藤 和 夫
5 番 石 塚 正 夫	6 番 遠 藤 一 浩
7 番 吉 岡 清 美	8 番 荒 木 大 輔
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 宇佐見 稔 久
11 番 後 藤 和 久	12 番 鳩 貝 直 子
13 番 藤 井 愛 子	

〈農地利用最適化推進委員〉

1 番 江 村 昭 夫	2 番 中 島 利 男
3 番 針ヶ谷 久 翁	4 番 藤 井 文 男
5 番 岡 田 武 志	6 番 栗 原 英 雄
7 番 金剛寺 浩 一	8 番 張 替 均
9 番 山 田 教 明	10 番 池 澤 保
11 番 木 村 安 雄	12 番 知 久 清 治
13 番 松 沼 貴	14 番 和 田 利 浩

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 競(公)売買受適格証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用集積計画（一括）について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

報告第5号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	松崎 哲史
主事	山代 紘平

議長 ただいまから令和6年第1回野田市農業委員会を開会します。

本日の会議に、1名から傍聴の申出がありましたので、報告します。

本日の欠席者はございません。

10番 宇佐見 委員からは、遅参の申し出がありましたので、ご報告いたします。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

2番 山田 賢一 委員、3番 筑井 正 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で4,227平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で耕作するのが困難なため、譲受人は、農業経営の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、1月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番から4番、議案第2号、議案第3号申請番号1番、2番、4番については石塚委員、議案第1号申請番号5番、議案第3号申請番号3番、5番から7番については鳩貝委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で3,000平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で耕作するのが困難な為、譲受人は、農業経営を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で3,238平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、破産のため、譲受人は、農業の拡大のためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和5年12月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、西三ヶ尾字宮前と本郷の畑3筆で耕作中の農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 議案第1号申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で204平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、譲渡人は、農業経営縮小のため、譲受人は、農業経営拡大のためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和5年12月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、木野崎字向山の畑1筆で耕作中の農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 議案第1号申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。
申請地は、田3筆で5,536平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、新しい米づくりをためとなっておりま。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、関宿台町字東の田3筆で耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農のため申請者から営農計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人A 名前は〇〇と申します。

住所は〇〇です。

2番の土地の選定理由は自宅から近いからということで、営農計画米作りをしたいと思っています。

4番の生産物の処理方法はとりあえず自分と親戚等大勢おりますのでそこにお分けしたいと思います。

5番の農業用機械の状況はトラクターです。

申請人B 私の妹にトラクターと田植え機をあげます。

従事する人間は2名。

技術については、私が妹に教えます。

以上です。

議長 何かご質問ありますか。

松沼推進委員 まず、本件圃場の状況について質問の前に説明させていただきます。

この圃場は数年耕作されておらず、セイタカアワダチソウなど環境が悪化しておりましたけれども、近隣のボランティアの方々の協力を得て、所有者の許可を得てトラクター等により雑草を除去して耕運しているところです。

こうした中、今回の議案になりました。

今後の適切な圃場に期待しているところです。

そこでお伺いします。

本件圃場は一般圃場より若干高くなっておりますけれども、今後の作付けは米作りを伺いました。

米作りについては今年度4月から始めるという解釈でよろしいですか。

申請人B はい、そうです。

筑井委員 先程営農計画等を説明頂いたのですが、トラクター等ということなんですけれども、あとは乾燥機とかコンバインとかそちらの方はどうなっているのかと、あとトラクターなんかだと大型特殊となると思うんですけど、その免許とかはどうなっていますか。

申請人B 大型特殊の免許は持っていません。

コンバイン、乾燥機は今の地主が持っているので借りてやります。

〇〇の家にありますのでそれを借りてやります。

筑井委員 免許持ってないってなるとだれが運転するんですか。

申請人B 兄の〇〇が運転します。

筑井委員 大型特殊を持っているってことでしょうか。

申請人B 持ってないです。

筑井委員 持っていなくても運転していいんでしょうか。

自宅にトラクターがありますよね。

自宅から圃場に行くまでは県道を通るけど、どうするんですか。

申請人B 大型ではないので、大丈夫だと思いますが。

もし、あれなら、今から取りに行きます。

筑井委員 まずは、自宅にあるのが大型なのか確認してもらって。

もし、そうなら、誰かに運転してもらって。

染谷委員 いいんじゃないですか。

トラクターどうのこうのって。

年取った兄弟でやっていくんだから。

農業委員が駄目って言う権利はないんじゃないですか。

筑井委員 いい悪いではなくて。

染谷委員 免許ないからやっちゃだめって聞こえるけど、どうぞ安全にやってくださいってことで。

議長 耕作人、法令に則って、やってください。

いいですか。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で428.57平方メートルとなっております。

転用の目的は、住宅用地です。

令和5年12月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給水は接続し、汚水、雑排水は合併浄化槽より既設配水管に接続します。雨水は敷地内に雨水貯留施設を設置し、オーバーフロー分を既設配水管に放流します。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に農地はありませんでした。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案番号第2号申請番号1番、2番を説明する前に、申請番号1番、2番に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題はないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は受益地外である事を確認しております。

今回の転用目的は住宅用地で、「野田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の既存集落の要件により建築が可能となっております。

既存集落とは市街化調整区域において、開発区域が市街化区域から 1.1 キロメートル内の範囲内であって、線引き前から規則で定める要件に該当する宅地で現在に至るまで継続して宅地であると認められ、かつ、当該開発区域を含む半径 150 メートルの範囲内に、規則で定める建物が 40 以上連たんしていること。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 議案第 2 号申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 740 平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸車両置場用地です。

令和 5 年 12 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 2 号申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、土砂流出防止として周囲に土嚢を設置します。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で644平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案番号第3号申請番号1番を説明する前に、申請番号1番から7番に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題はないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番2番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆56平方メートル、畑3筆778平方メートル、合計834平方メートルとなっております。

田2筆については、登記上は田ですが、形状としては田ではなく、永年畑として耕作されていた農地と思われます。

転用の目的は、所有権移転による貸車両置場用地です。

令和5年12月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、砕石を敷き、周囲をトラロープで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、貸付書及び貸付者の預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は受益地外である事を確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番3番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で224平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和5年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砕石敷にて整地し周囲はブロックで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、受益地外である事を確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1282 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和 5 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 3 号申請番号 4 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砕石敷きし周囲にネットフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆 1,097 平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 12 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 3 号申請番号 5 番について報告します。

まず農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、バスターミナルからおおむね 1 キロメートル以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、設備外周部にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 793 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 12 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第3号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で759平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の申請番号1番から7番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「競売買受適格証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

6ページをご覧ください。

今回の証明願いは、転用を目的とした競売に参加しようとするものからの買受適格証明願いとなっております。

転用目的ですので、農地法第5条の許可基準に基づき審査していただくものでございます。

土地改良区の意見書、同意書については添付がありません。

落札者が改良区へ手続きするよう、改良区と協議が整っています。

また、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいません。

それでは、議案第4号申請番号1番についてご説明申し上げます。

申請地は畑1筆で333平方メートルとなっております。

転用の目的は、車両置場用地です。

令和5年12月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、物置、ビニールハウスがまだ残っている状況でした。

物置、ビニールハウスは落札後、落札者が撤去する予定となっております。

計画内容は、切土、盛土等を行わず、砕石敷にて整地をして車両置場用地にするものです。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンス等で囲う予定となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

なお、今回の競売において、落札者となった者から、農地法第5条の規定による許可申請があり、事業計画等に変更のない場合には、速やかに意見を添付し千葉県へ添付します。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。
特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。
これより議案第4号について採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

議事参与の制限を受ける案件がございます。

よって、本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、一般、目吹互助は111番、112番、155番以外、船形互助、木野崎互助について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

一般分と互助分に分けて説明させていただきます。

はじめに一般分を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

野田市長より令和6年1月5日付けで、令和5年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、4年11ヶ月の賃借権設定が畑1筆で1,283平方メートル、4年9ヶ月の賃借権設定が田1筆で5,342平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に互助分、目吹互助111番、112番、155番、小山互助以外についてご説明いたします。

8ページから22ページ、目吹互助でございますが。

1年の賃借権設定が田221筆で398,987平方メートルとなっております。

次に23ページから34ページをご覧ください。

船形互助ですが1年の賃借権設定が田212筆で420,799平方メートルとなっております。

次に46ページをご覧ください。

木野崎互助ですが1年の賃借権設定が田17筆で29,288平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の一般、目吹互助は111番、112番、155番以外、船形互助、木野崎互助について先議します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 議長を交代します。

後藤職務代理人、よろしくお願いいたします。

—後藤職務代理人は議長席へ、齊藤会長は自席へ—

議長代理 野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議長代理 議案第5号目吹互助111番、112番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号目吹互助111番、112番についてご説明いたします。

14、15ページをご覧ください。

目吹互助111、112番ですが1年の賃借権設定が田2筆で5,242平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長代理 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の目吹互助111番、112番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議長代理 議長を後退します。

—齊藤委員は議長席へ、後藤職務代理者は自席へ—

議長 次に移ります。

議長 野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

- 〇〇委員退席 -

議案第5号 目吹互助155番、小山互助を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 目吹互助155番、小山互助についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

目吹互助155番ですが、1年の賃借権設定が田1筆で4,012平方メートルとなっております。

35ページから45ページをご覧ください。

小山互助ですが1年の賃借権設定が田207筆で284,333平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の目吹互助155番、小山互助について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

- ○○委員復席 -

議長 議案第6号「農地利用集積計画（一括）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。

47ページをご覧ください。

野田市長より令和6年1月5日付けで、農用地利用集積計画（一括）について、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の意見を求められています。

4年9ヶ月の賃借権設定が田3筆、7,551平方メートルで、今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

報告事項に移ります。

議長 「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、8件受理しております。

次に5ページ、6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5件受理しております。

次に7ページから11ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、13件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に12ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約は、3件提出がありました

次に13ページ、14ページをご覧ください。

報告第5号 農地利用集積計画の中途解約は、7件提出がありました

次に15ページ、16ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会について登記官から3件の照会がありました。

次に17ページをご覧ください。

議案報告第6号 農地の現況に関する照会について執行官から1件の照会がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午後 2 時 10 分）

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和6年1月11日

議 長

署 名 人

署 名 人